

【専門調査員（非常勤職員）募集】

項目	内容
職名	専門調査員（非常勤職員）
勤務先	厚生労働省東海北陸厚生局
勤務地	名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館8階
募集人員	7名
職務内容	<p>年金記録の訂正請求に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録訂正の請求人と直接面談等を行い主張内容の明確化を行うこと、請求に係る事業所の事業主その他同僚等から事情を聴取し調書を作成すること、及び金融機関、税務当局等関係機関に対して保険料納付に係る事実関係の調査を行うこと。 弁護士等有識者で構成する地方年金記録訂正審議会に諮る調書等の作成を行うこと、及び同審議会に対する説明の補助を行うこと。 年金記録訂正の請求人等からの苦情相談の対応を行うこと。 組織内の職員の業務補助及び調査員の指導を行うこと
応募資格	<p>次の①、②、③のいずれかに該当する者</p> <p>①民間における企業体、団体等、又は公務部門の職員としての在職期間を14年以上有し、かつ、その在職期間の職務経験が、専門調査員としての職務に直接役立つと認められる者（人事労務実務、企業等の厚生年金・厚生年金基金実務、市町村の国民年金実務など）</p> <p>②社会保険労務士資格を有し、社会保険労務士法に定める社会保険労務士の業務のうち社会保険諸法令に係る業務経験を7年以上有する者</p> <p>③総務省年金記録確認第三者委員会事務室等において、調査員として7年以上の実務経験を有する者</p>
採用予定期間	<p>令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>（原則として、採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。）</p> <p>（契約更新の可能性あり、契約更新条件：予算及び本人の業務適性による。）</p>
勤務時間	<p>8時30分～17時15分まで（昼休み12時00分～13時00分）</p> <p>※業務の都合その他やむを得ない事情により繰り上げまたは繰り下げる場合あり</p>
勤務日	週5日（休日は、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始）
給与	<ul style="list-style-type: none"> 日額14,400～16,990円 ※一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、日額及び手当に相当する給与を変更する場合があります。 その他、通勤手当支給（当局規定による）、賞与あり、退職手当制度あり（国家公務員退職手当法による） 雇用保険、社会保険加入（健康保険については、国家公務員共済組合に加入）
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書及び身上申立書（必ず、指定の様式〈ホームページからダウンロード〉を使用すること。）、社会保険労務士資格を有する方は合格証書又は社会保険労務士証票の写しを令和7年2月10日（月）午前中必着で郵送してください。 書類選考のうえ、合否についてご連絡します。合格者には令和7年2月17日までに面接試験の日時・面接場所等をご連絡いたします。（面接実施予定日は令和7年2月18日（火））。 <p>なお、合否にかかわらず、送付いただいた履歴書及び身上申立書等は返送いたしませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募の際は、封筒に「専門調査員応募」と朱書きしてください。
応募先	<p>〒461-0011</p> <p>愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第3号館3階 東海北陸厚生局総務課 専門調査員募集担当（村瀬・花井）</p>
連絡先	<p>☎052-971-8831</p> <p>東海北陸厚生局総務課 専門調査員募集担当（村瀬・花井）</p>